

# I はじめに

## 1 大綱改定の趣旨

本県の農業は、生産者のたゆまぬ努力により、ぶどう、もも等日本一の生産量を誇る果樹を中心に発展してきましたが、近年は、農業収入が減り続けるとともに、農家は後継者不足に悩み、経営耕地の縮小が見られています。

こうした状況を打開し、山梨農業の再生に向けて、本県の恵まれた自然や大消費地に近い有利性を活かした取組を進めるため、平成19年に本大綱を策定し、農業振興施策を展開してきました。

この4年間で、農業を巡る環境は、経済のグローバル化や農業参入の規制緩和、戸別所得補償制度の本格実施、6次産業化施策の展開等、大きく変化しています。

このため、本大綱を改定し、今後、重点的に取り組む施策をスピーディーに実行していきます。

## 2 大綱の性格

本大綱は、本県農業の将来像をはじめ、今後、農業分野で重点的に取り組む施策の内容、具体的な数値目標等を示すものであり、農業振興の基本指針となるものです。

また、農業者をはじめ、農業団体や市町村等の自主的な取組を促進し、それぞれの活動指針として活用されることを期待します。

## 3 大綱の期間

本大綱の期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間とし、工程表は平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

## 4 大綱の推進体制

本大綱が目指す将来像を実現するため、農業者はもとより、消費者や市町村、JA等関係団体との緊密な連携と協調の下、一体的な取組を推進します。

特に、担い手の確保・育成や耕作放棄地の再生活用等については、市町村、農業委員会、農業会議と、また、輸出の促進や京浜市場等大消費地における販路拡大等については、JAと連携し、推進します。

## 5 大綱の進行管理

本大綱に位置付けられた施策・事業を確実に実施するため、進行管理を行うこととし、数値目標や施策の進捗状況等について、毎年度公表するとともに、必要に応じて見直しを行います。